（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第十三条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に、「同項第七号」を「同項第十一号」に、「同条第一項第七号」を「同条第一項第十一号」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第十四条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「第九十六条の三」を「第九十六条の五」に改め、「第百九十八条」の下に「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）」を加える。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十五条　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「前条第一項各号」の下に「又は第四項各号」を、「第十一条第一項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

（財務省設置法の一部改正）

第十六条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「差押え」の下に「、記録命令付差押え」を、「同法」の下に「第百九十七条第三項の規定による求め並びに同法」を加える。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第十七条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第七号」に改める。

（特定資産流動化法等一部改正法の一部改正）

第十八条　特定資産流動化法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第二条中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に改める。

附則第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条　削除

（職業安定法等一部改正法の一部改正）

第二十条　職業安定法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第四条中「及び附則第十八条」を削る。

附則第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条　削除

（貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条　貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十条中「前条」を「第八条」に改める。

附則第十八条を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三条中「並びに附則第七条及び第八条」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

（刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

（海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十四条を次のように改める。

第百二十四条　削除